

# 第1回 龍ヶ崎市道の駅整備基本計画策定検討会議



1. 「道の駅」整備の概要について	1
- 1. 「道の駅」制度の概要	1
1) 「道の駅」とは	1
2) 重点「道の駅」制度	2
3) これからの「道の駅」	4
- 2. 登録状況	5
1) 登録数の推移	5
2) 都道府県別の登録状況	5
2. 「道の駅」の整備方針・課題について	7
- 1. 整備のコンセプトと基本的な方針	7
1) 「道の駅」整備の目的と基本コンセプト	7
2) 整備機能	8
- 2. 想定される整備に対する課題	11
1) ハード面	11
2) ソフト面	15
参考資料	18
- 1. 重点「道の駅」の取組例	18
- 2. これからの「道の駅」に取組例	20

平成28年6月23日

龍ヶ崎市総合政策部道の駅プロジェクト課

－ 1. 「道の駅」制度の概要

1) 「道の駅」とは

(1) 「道の駅」登録・案内要綱

「道の駅」の登録開始（平成5年4月）に先立ち策定された「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日建設省道企発第19号建設省道路局長通達）では、「道の駅」とは“地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設”と定められています。

また、「施設構成」については、①休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場（駐車台数概ね20台以上※）と、清潔な便所（便器数概ね10器以上※）を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること、②利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所または案内コーナーがあるものが備わっていること、と規定しています。

※各施設の概数は、「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針による値を示します。



※「道の駅」のシンボルマークは、全体を木と家をモチーフにして構成しています。左側には、駐車場と樹木2本を配置し、緑あふれる安らぎの空間をイメージしています。右側には、建物と人を表し単なる駐車スペースではなく、案内、地域情報の発信等の機能を持っていることを意味しています。

※資料：国土交通省公表資料（公式HP「道の駅案内」他）

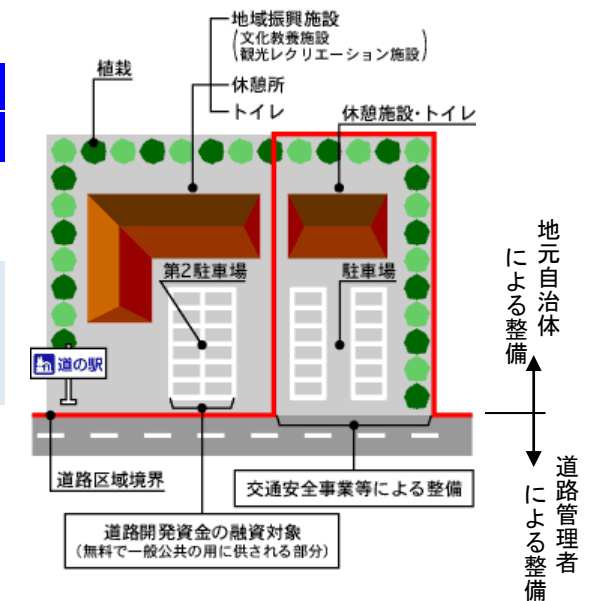
図－1. 「道の駅」の整備イメージとシンボルマーク

(2) 特定交通安全施設等整備事業

龍ヶ崎市と道路管理者（今般の整備予定地については、国道6号藤代BPを管理する国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所）とによる一体型整備に当たっての道路管理者側については、「特定交通安全施設等整備事業」として“駐車場、トイレ及び道路情報ターミナル等”により構成する簡易パーキングエリアの整備が対象になります。

なお、当該事業は、“主要な幹線道路のうち、夜間運転、過労運転による交通事故が多発もしくは多発するおそれのある路線において、他に休憩のための駐車施設が相当区間にわたって整備されていない区間に道路管理者が簡易パーキングを整備する場合”を採択基準としています。

種別	事業主体別の主な整備対象施設	
	道路管理者	地元自治体
休憩機能	駐車場、休憩所、トイレ	第2駐車場、休憩所、トイレ、広場など
情報発信機能	道路情報提供施設、案内施設	情報通信関連施設、地理・地域情報案内施設など
地域振興機能	—	特産物直売所、郷土料理店、会議室 多目的広場など



※道路管理者と地元自治体個々の整備対象施設や整備規模及び費用など、具体的な整備内容については今後、実施する両者の協議、調整を踏まえ、確定していくこととなります。

※資料：国土交通省道路局公表資料（公式HP「道の駅」（一部加筆））

図－2. 道路管理者との一体型整備のイメージ

「道の駅」登録・案内要綱

(目的)

1. この要綱は、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

(「道の駅」の基本コンセプト)

2. 本要綱において「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、基本として次に掲げるサービス等を備える施設をいう。



【設置位置】

イ. 休憩施設としての利用しやすさや「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること

【施設構成】

ロ. 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場<sup>※1</sup>と清潔な便所<sup>※2</sup>を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること

※1 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね 20 台（大型車用は2台分に換算）以上のものとする。

※2 十分な容量をもつ清潔な便所とは、水洗式便所で駐車場の規模に応じて利用需要に対応できると認められるもので、便器数が概ね 10 器以上のものとする。

ハ. 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所または案内コーナー<sup>※3</sup>があるもの（以下「案内・サービス施設」という）が備わっていること

※3 案内・サービス施設は、駐車場から徒歩で2～3分以内に位置しており、一体的に利用可能であること。また、利用者数の著しく少ない施設で案内・サービス施設に案内員を配置することが困難な場合は、電話等により道路及び地域に関する問い合わせに応じられる体制が整っていること。

【提供サービス】

二. 駐車場、便所、電話は、24 時間利用可能であること

ホ. 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し親切な情報提供がなされること  
以下、省略

※文中の「※」に対する記載は、当該要綱と同時に公表された「道の駅登録・案内要綱の当面の運用方針」による具体的な整備目標等を示します。

2) 重点「道の駅」制度

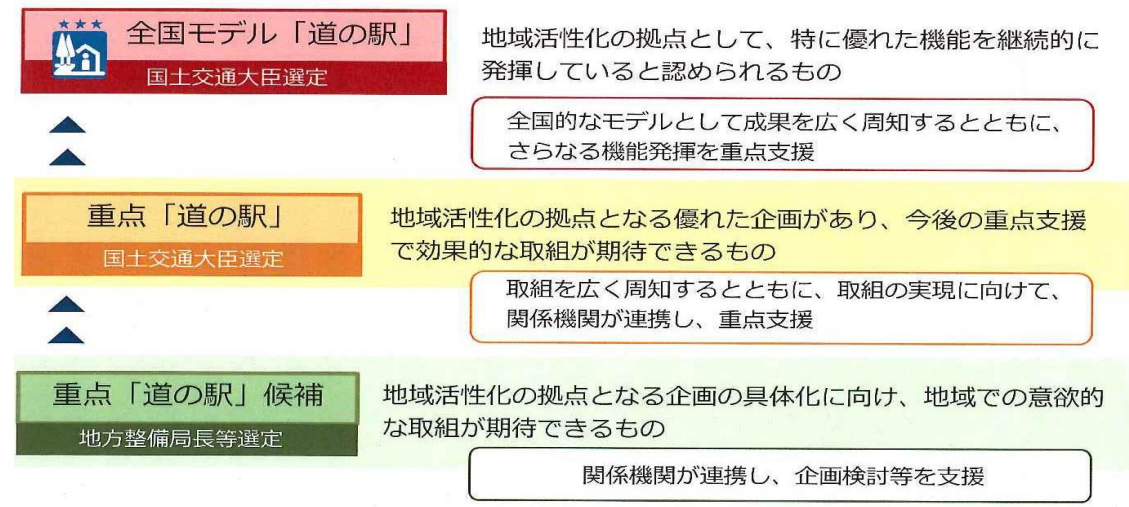
「道の駅」制度を所管する国土交通省では、平成 27 年 1 月に「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置づけ、関係機関と連携して特に優れた取り組みを選定し、重点的に応援する重点「道の駅」制度の創設、実施を公表しました。

なお、平成 26 年度は、全国モデル「道の駅」については全国で 6 駅が、重点「道の駅」については同じく 35 駅（県内では「道の駅常陸太田」のみ）が、また、翌平成 27 年度には、重点「道の駅」については 38 駅（県内では「道の駅常陸大宮」のみ）が追加指定されました。

- 全国各地で「道の駅」を地域活性化の拠点とする取組が進展しています。
- この動きを応援するため、国土交通省では、重点「道の駅」制度を創設し、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取組を実施します。



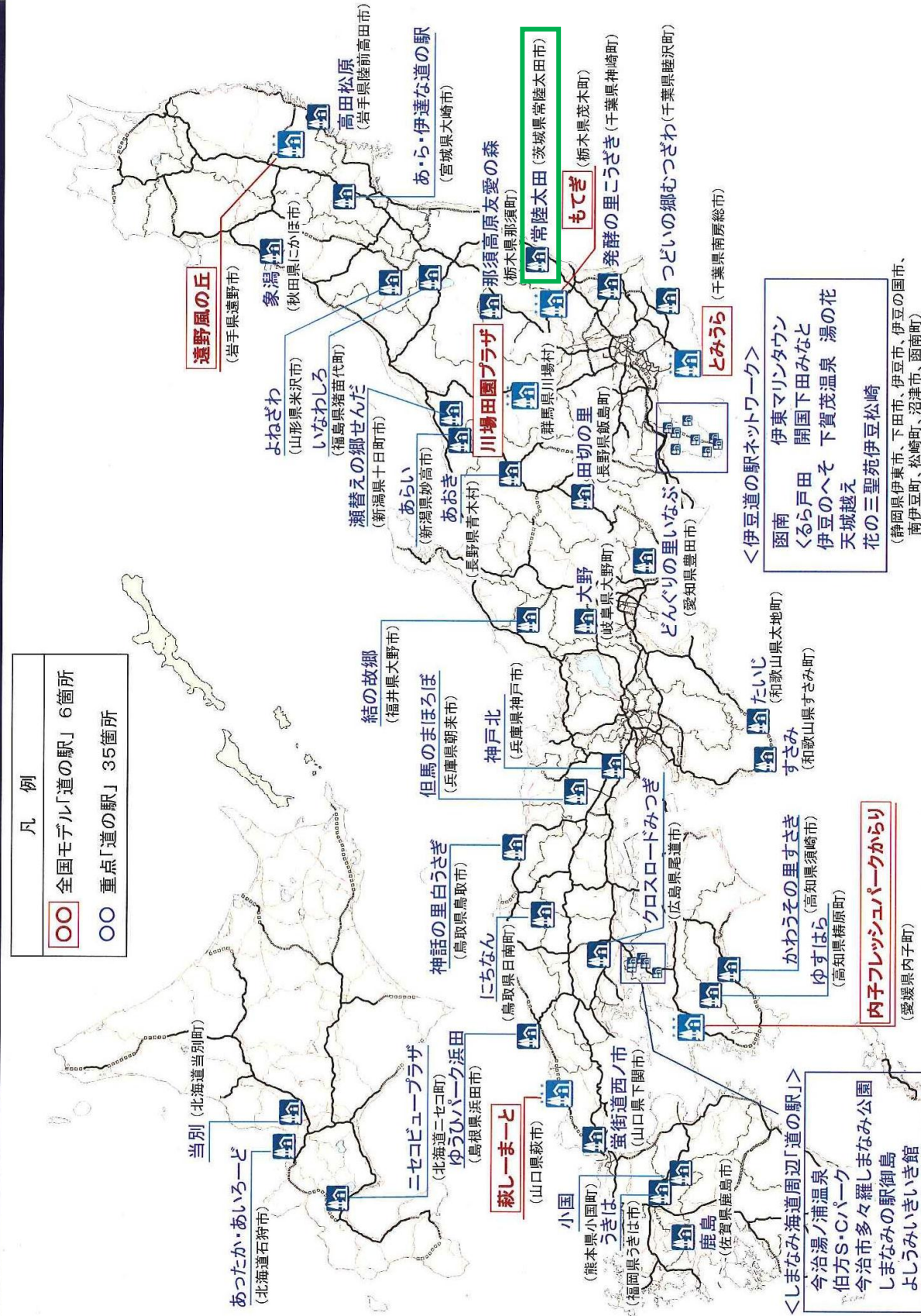
《重点「道の駅」に想定される機能》



※資料：平成 27 年 1 月 30 日づけ国土交通省道路局プレスリリース（重点「道の駅」の選定について ～地方創生の核となる「道の駅」を重点的に応援します～）

図-3. 重点「道の駅」制度の概要

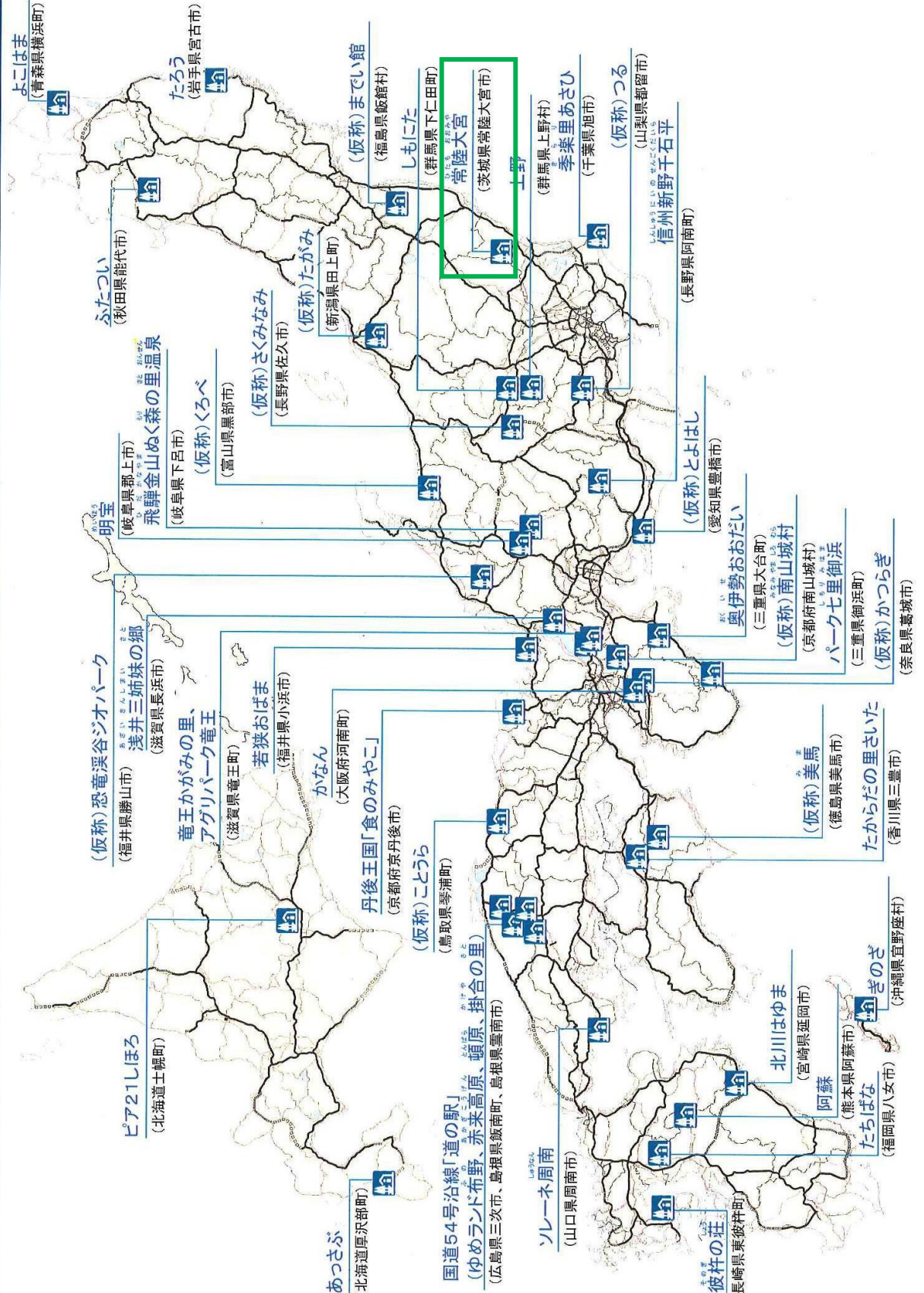
重点「道の駅」選定箇所 (全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」)



※資料：平成 27 年 1 月 30 日づけ国土交通省道路局プレスリリース（重点「道の駅」の選定について～地方創生の核となる「道の駅」を重点的に応援します～（一部加筆））

図－4. 平成 26 年度重点「道の駅」の選定箇所

重点「道の駅」選定 38箇所



※資料：平成 28 年 1 月 27 日づけ国土交通省道路局プレスリリース（重点「道の駅」の選定について～地方創生の核となる「道の駅」を重点的に応援します～（一部加筆））

図－5. 平成 27 年度重点「道の駅」選定箇所

3) これからの「道の駅」

国土交通省では、「道の駅」については当初は通過する道路利用者へのサービスが中心であったが、近年では農業、観光、防災及び文化など、地域の個性や魅力を活かした様々な取り組みがなされていることを踏まえ、これからは“「地域の拠点機能の強化」と「ネットワーク化」を重視し、「道の駅」自体が目的地となるように育てていく”ことを公表しています。

また、「道の駅」は、「開かれたプラットフォーム」であるという特長を活かし、関係省庁など様々な主体とも連携して、様々な施策を展開していくこととしています。

「道の駅」第2ステージへ - 関係機関の連携した取り組みを - 国土交通省

- 「道の駅」は、「通過する道路利用者へのサービス提供の場」から、「地域の課題を解決する場」に成長してきた。これからは「地域の拠点機能の強化」と「ネットワーク化」を重視し、「道の駅」自体が目的地となるよう育てていく。
- 「道の駅」は「開かれたプラットフォーム」であるという特長を活かし、各省庁とも連携して、様々な施策を展開してまいりたい。

■ 具体的な取り組みの例

- ① 「道の駅」相互、設置自治体、駅長など関係者の連携強化
- ② 「道の駅」ブランドの維持（登録更新制度、ランキング、プレミアム認定など）
- ③ 各省庁と連携した、既存の「道の駅」への再投資、個性ある取り組みへの重点支援（防災機能強化、EV充電器・無線LAN・外国人旅行者への案内など新しいニーズへの対応）



取組事例1 農林水産業、観光 国土交通省

- 地元農水産品の直売、更に商品開発・加工・販売まで行う6次産業化の拠点となるなど、地域の農林水産業を支えている。
- 宿泊農業体験や地域独自の旅行ツアーの実施、地元ならではの見どころ情報の提供など、観光振興に寄与している。

農林水産業

■ 販売額の99.9%※は、地元産品



【「むなかた」(福岡県宗像市) ※H24

■ 地元農産品を「道の駅」で加工し、18種類の新商品を開発、販売



【「もてぎ」(栃木県茂木町)

観光

■ 「道の駅」での対面販売をきっかけに、宿泊農業体験へ発展

・年間体験者約4000人 (H24)

【「マオイの丘公園」(北海道長沼町)



■ 旅行業資格を取得、森林セラピーを売りにしたツアーなどを自ら企画・販売

・年間40企画、旅行客数約1,500人(H24)



【「赤来高原」(島根県飯南町)

取組事例2 福祉、防災 国土交通省

- 行政、医療施設等も設置、また、買物弱者のための宅配サービスの提供など、地域の安心な暮らしを支えている。
- 大規模災害時には復旧支援活動の拠点となるほか、流通経路が寸断される中、地元の出荷等により速やかに販売を再開し、被災者を支援した。

暮らし

■ 暮らしに必要な機能を設置



【「瀧之拝太郎」(和歌山県古座川町)

■ 町内の高齢者世帯の約1割が、宅配サービスを利用



【「インフォメーションセンターかわもと」(島根県川本町)

防災

■ 東日本大震災では復旧支援活動の拠点に



【「津山」(宮城県登米市)

■ 東日本大震災後、1週間後には町で唯一営業再開



【「やまだ」(岩手県山田町)

※資料：「国土交通省における農山漁村の活性化施策～「道の駅」を例にして～」（平成25年11月 国土交通省（一部加筆）

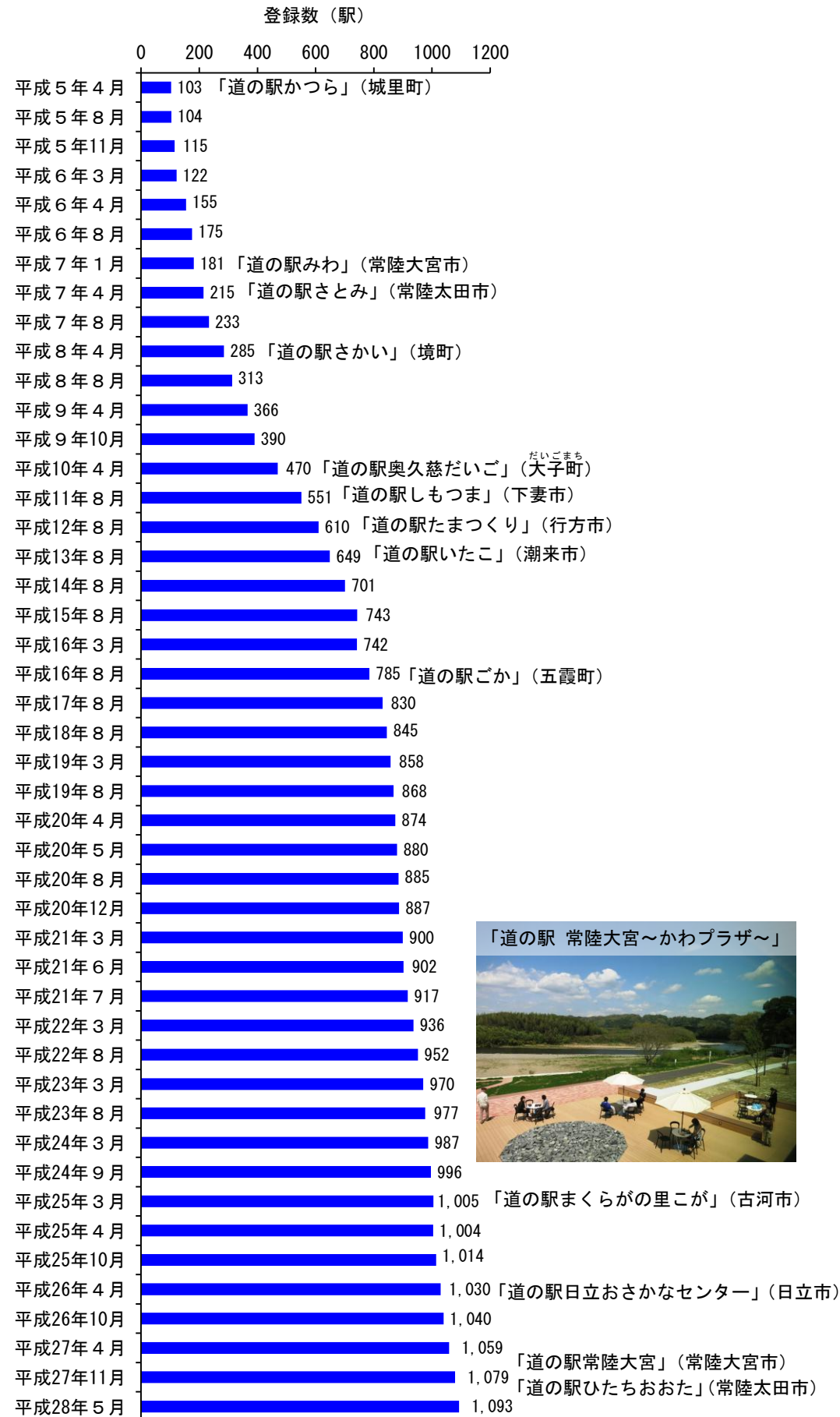
図-6. 国土交通省の取組方針等

2. 登録状況

1) 登録数の推移

「道の駅」は、平成28年5月時点(第45回登録)までに1,093駅が登録されており、制度が創設された平成5年の103駅の10倍以上にまで増加しています。

なお、平成16年3月と平成25年4月の各1駅の減少は、登録抹消によるものです(「道の駅 茶処和束(わづか)」(京都府): 経営悪化、「道の駅山崎」(兵庫県): 経営悪化+借地契約終了)。



※資料：国土交通省公表資料(「道の駅」登録一覧)

図-7. 「道の駅」の登録数と県内駅の登録時期

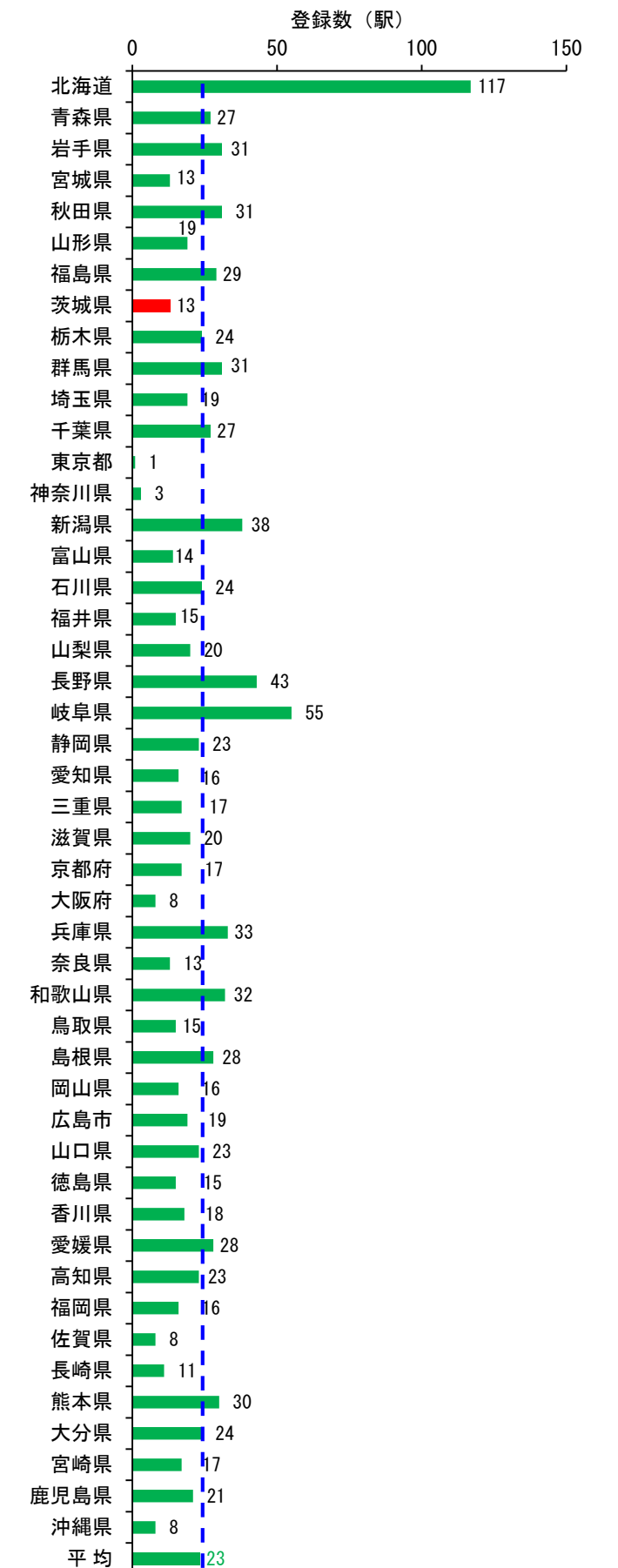
2) 都道府県別の登録状況

平成28年6月現在、茨城県内の「道の駅」は、13駅が登録、開業しています(次ページ参照)。

分布状況については、常陸太田市(2駅)や常陸大宮市(2駅)などにより構成する県北地域(6駅)と、古河市(1駅)や猿島郡(2駅)などにより構成する県西地域(4駅)に集中しています。

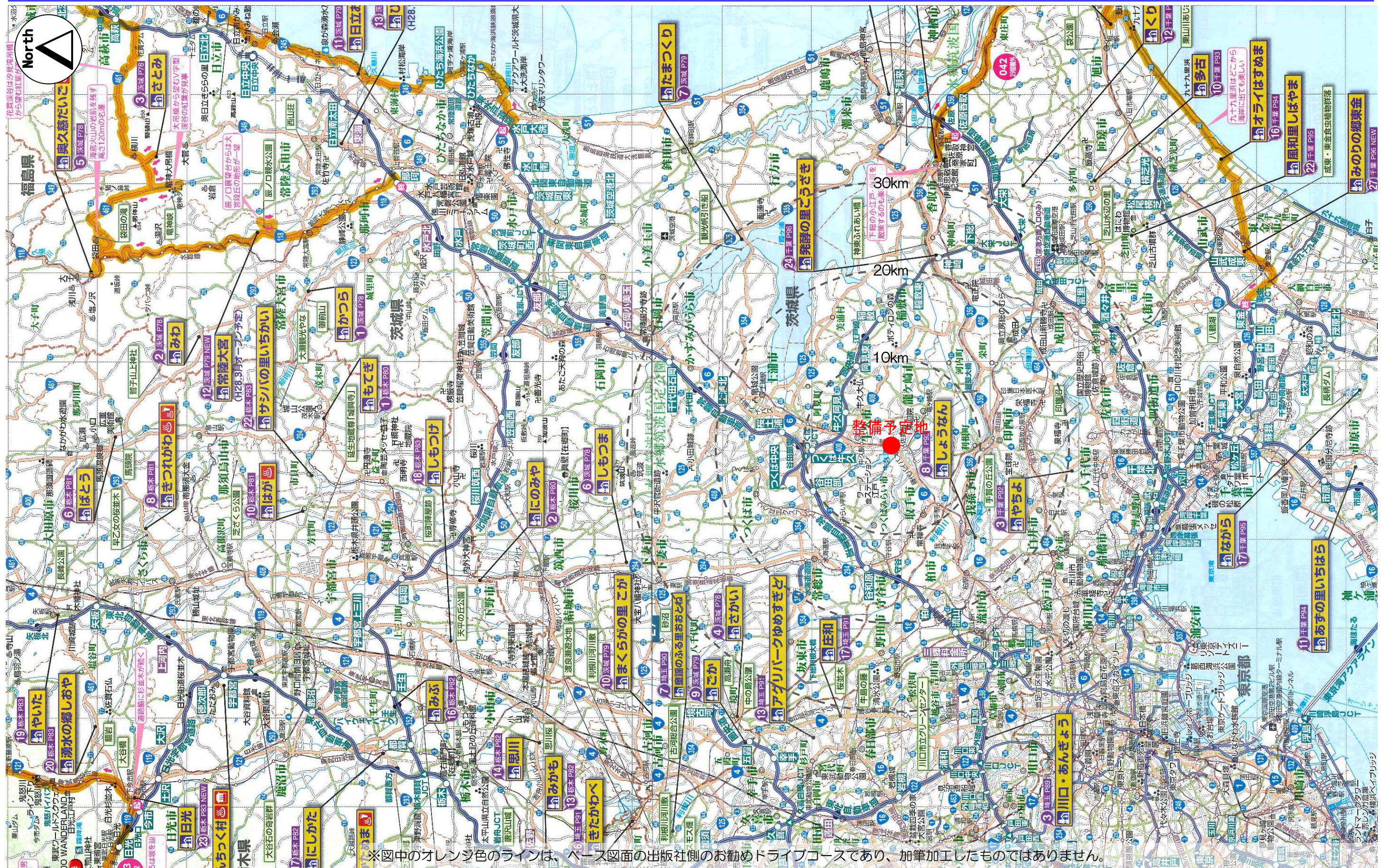
なお、利根川を挟み接する千葉県内には、47都道府県の平均値である23駅を上回る27駅が登録されています。

また、両県内ともに整備予定地の全面道路となる国道6号の沿道については、「道の駅」の登録、開業の実績はありません。



※資料：国土交通省公表資料(「道の駅」登録一覧)

図-8. 「道の駅」の都道府県別の登録数



※図中のオレンジ色のラインは、ベース図面の出版社側のお勧めドライブコースであり、加筆加工したものではありません。

※資料（ベース図面）：「道の駅 旅案内全国地図[平成 28 年度版]」（平成 28 年 3 月 監修/道路整備促進期成同盟会全国協議会、発行/株式会社ゼンリン（一部、加筆））

図-9. 整備予定地近傍における「道の駅」の分布状況

ー 1. 整備のコンセプトと基本的な方針

道の駅設置推進検討会議での協議を踏まえ取りまとめられた「龍ヶ崎市道の駅基本構想」（平成27年11月（以下「基本構想」といいます））の基づく「道の駅」の整備コンセプト及び整備機能などを以下に示します。

1) 「道の駅」整備の目的と基本コンセプト

(1) 整備の目的

本市が整備する「道の駅」は、多種多様な地域資源を複合活用し、「まちの活性化と知名度のアップ」を目的としています。

■ 目的の設定に当たっての背景と目的

茨城県南部に位置する本市には、国選択・県指定無形民俗文化財「撞舞<sup>つづまひ</sup>」をはじめとし、龍ヶ崎コロッケ、龍ヶ崎トマト、牛久沼といった豊かな自然や歴史・農産物・特産品等の数多くの地域資源が存在します。

しかしながら十分な情報発信や地域資源の活用がなされていないため認知度が低く、それらの地域資源を活用した認知度の向上、交流人口の増加が課題であり、多くの地域資源を活用し、賑わいの場の創出が必要です。

そこで、本市を知ってもらう手段の一つとして「道の駅」の設置が考えられます。

茨城県南部に位置する本市の立地を活かし、牛久沼の景観を有効活用し、道路利用者にとっては東京方面から最初、東京方面への最後の休憩ポイントとして安らげる場を創設することで道路利用者の休憩施設として寄与することが可能となります。

また、道路利用者に対しては本市の存在アピールの場、市民にとってはこれまで知らなかった本市の魅力の発見の場として、牛久沼や農産物、特産品等の本市の魅力や情報を一元的に提供し、発信することで認知度向上に繋げることが可能となります。

基本構想より

(2) 基本コンセプト

新たに整備する「道の駅」は、整備の目的や地域の特性を踏まえ、道路利用者や市民が様々な地域資源に触れ、安らげる場の創出に向け「心に爽やかな風が吹き渡る龍ヶ崎での安らぎと賑わいの場づくり」を基本（整備）コンセプトとします。

整備予定地の位置

**整備コンセプト**

心に爽やかな風が吹き渡る龍ヶ崎での安らぎと賑わいの場づくり  
～龍ヶ崎の認知度アップを図り、地域の元気と交流を創る～

**基本方針**

基本方針1 多くの人が集う安らぎの場  
基本方針2 認知度アップ・地域情報の発信の場  
基本方針3 地域資源の活用と交流により地域の元気を創る場

多くの人が集う安らぎの場

認知度アップ・地域情報の発信の場

地域資源の活用と交流により地域の元気を創る場

心に爽やかな風が吹き渡る龍ヶ崎での安らぎと賑わいの場づくり  
～龍ヶ崎の認知度アップを図り、地域の元気と交流を創る～

※災害時は、本市の立地特性を活かした防災機能を発現

整備予定地の現状

※資料：「龍ヶ崎市政策情報誌 未来へ<sup>あす</sup>」（2016. 5 第19号 龍ヶ崎市（一部修正））



## 2) 整備機能

今般の基本計画の策定作業において協議、検討の素案とする基本構想での各種整備機能を以下に示します。

## (1) 休憩機能

牛久沼の豊かな自然を眺め、多くの人々が心安らげる「快適な休憩の場」を整備します。

## i. 広く停めやすい駐車場

- 道路利用者が24時間利用可能な駐車場を整備します。
- 駐車しやすいゆとりをもった駐車スペースを確保します。

## ii. 24時間利用可能な快適なトイレ

- 道路利用者が24時間利用可能なトイレを整備します。
- 誰もが安心して利用できるトイレを整備します。
- 日本トイレ大賞に選ばれるような、快適な空間を提供できるトイレを整備します。
- 災害時にも利用できるトイレの設置を検討します。

## iii. 牛久沼を眺められる、心安らげる休憩室

- 牛久沼を眺めながら道路利用者が安らげる休憩スペースを整備します。
- 市民が日常から離れ、休息できる場を提供します。

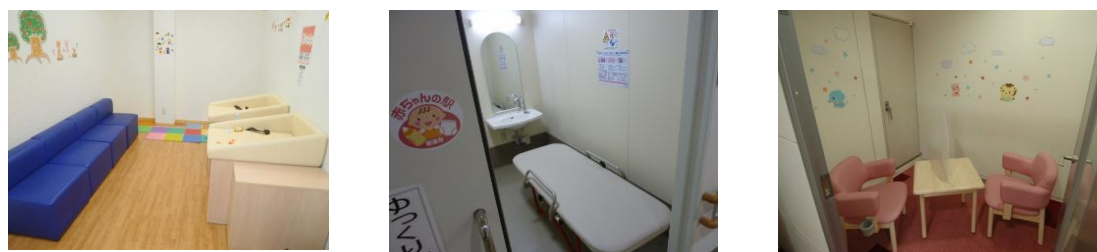


※加筆

図-10. 水辺の休憩スペース等の整備事例

## iv. 赤ちゃんの駅

- 赤ちゃんを連れていても安心して休息できる場を提供します。
- 赤ちゃん和父母問わず快適に授乳、おむつ替えできる場を提供します。
- 車の中にいた子どもが開放感を感じ、心も体もリラックスできる場を整備します。



※加筆

図-11. 赤ちゃんの駅の整備事例

## (2) 情報発信機能

道路利用者のために道路・交通情報をはじめとする各種情報発信の場と、本市の知名度アップや茨城県の観光ゲートウェイとして「地域情報の発信の場」を整備します。

## i. 道路情報の提供の場

- 事故情報や渋滞情報といった道路関連情報の提供の場を整備します。

## ii. 本市及び茨城県の玄関口としての県内観光関連情報の提供の場

- 本市や周辺市町村の観光関連情報の発信の場を整備します。
- 茨城県のゲートウェイとして県内情報の発信の場を整備します。

## iii. 様々な市内関連情報の提供の場

- 本市の行政情報を発信する場を整備します。
- 本市の魅力を再発見する場となるような情報提供の方法を検討します。

## iv. 防災情報の提供の場

- 災害関連情報や異常気象等に関する注意報や警報など、防災関連情報の提供方法を検討します。



※加筆

図-12. 多様な情報提供の方法

(3) 地域連携機能

市内や近隣地域で生産される農産物や特産品の販売や牛久沼の景観等、本市が持つ様々な地域資源を活用し、「地域の元気を創る場」を整備します。

i. 消費者と生産者を結び、本市の魅力を伝える物販施設

- 市内や近隣地域で生産される農産物や加工品等を販売し、本市の魅力を発信できる場を整備します。
- 生産、販売を通じて消費者と生産者の交流が生まれる場、生産者同士の交流の場となるような具体策について検討します。
- 実験店舗や期間限定店舗等、新たな商品展開を創出できる場の整備を検討します。



※加筆

図-13. 多様な販売手法等

ii. 牛久沼を眺められ、地域の産品を活用した料理を提供する飲食施設

- 牛久沼の景観を眺め、水辺の爽やかな風を感じながら飲食できる場を整備します。
- 市内や近隣地域で生産される新鮮な農産物や物産品等を提供する飲食の場を整備します。



※加筆

図-14. 地域資源を活かした飲食店のイメージ

iii. 牛久沼を活用し、心安らげる場づくりやイベント等ができる賑わいの場

- 牛久沼の景観を眺め、利用者が心安らげる場を整備します。
- 広場など、水辺に親しむ場や賑わいの場の整備を検討します。
- 牛久沼水辺公園等の近隣施設との連動性を持たせる方法を検討します。



※加筆

図-15. 賑わいを生む仕掛けの例

iv. 大学と連携し、地域らしさを再発見できる場

- 大学と連携し、地域らしさを再発見する場を検討します。
- 市内にある大学のPRの場の整備を検討します。



※加筆

図-16. 大学生との連携のイメージ

v. 地元企業のPR

- 地場産産をPRする場の整備を検討します。



※加筆

図-17. 地元企業をアピールするソフト・ハード両面からの取り組み

(4) 防災機能

災害時には、緊急消防援助隊をはじめとする支援部隊の集結拠点や帰宅困難者の支援の場として貢献できる機能を整備します。

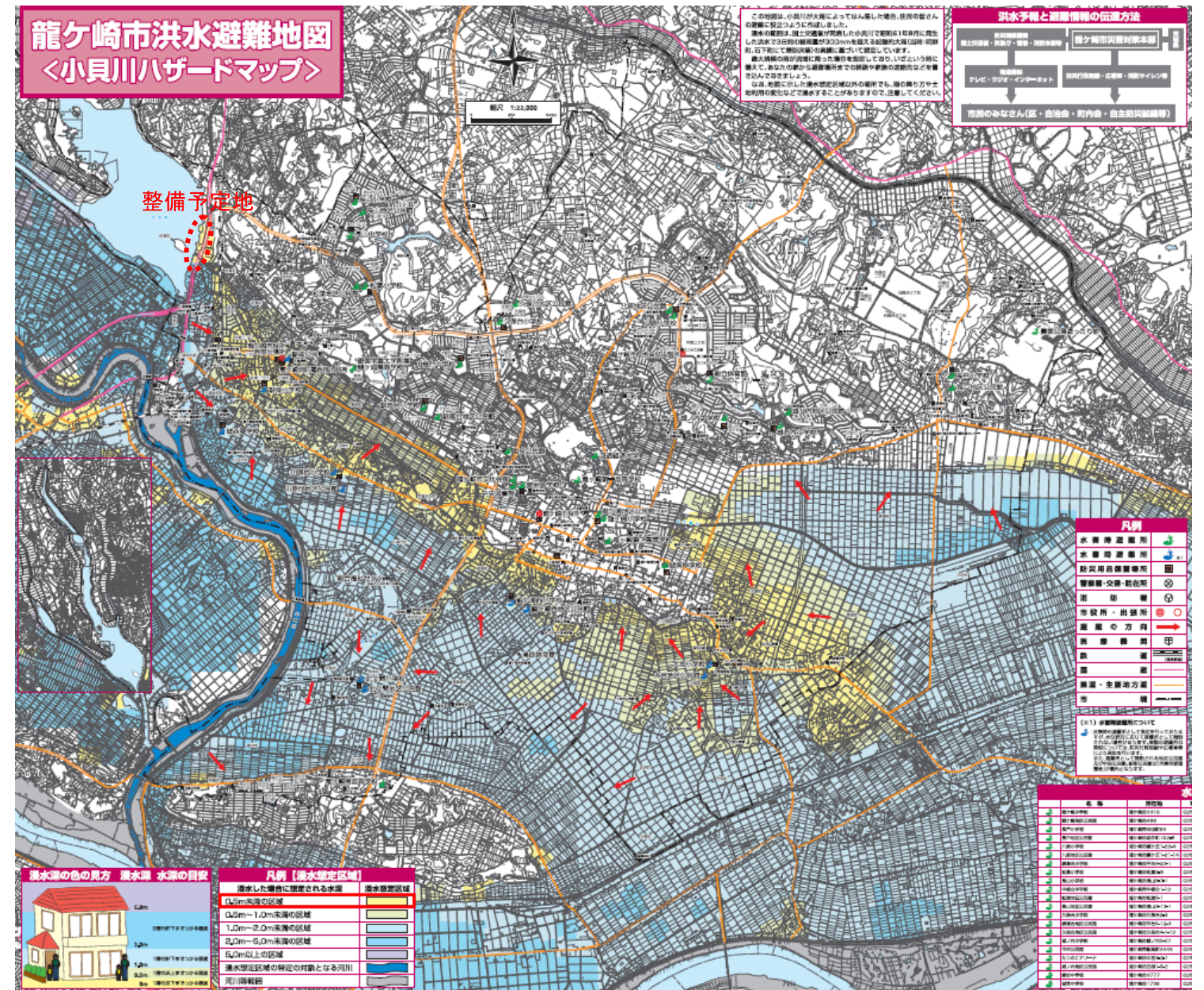
■災害発生時に様々な角度から貢献できる施設

- 防災関連情報の提供の場を整備します。
- 災害時における緊急消防援助隊等の集結拠点になるよう整備方法を検討します。
- 被災時の帰宅困難者等の支援の場になるよう整備方法を検討します。
- 災害時でも水やトイレ、電気等を使用できる施設の整備を検討します。



※加筆

図-18. 立地特性に応じた非常用設備の事例



※整備予定地の浸水深は、「0.5m未満」と想定されており、高さ1m前後の盛土造成をすることで、防災説については建築物の2階レベルでなくとも一定の安全性が担保されます。

※一部加筆・省略

図-19. 整備予定地の想定浸水深

## － 2. 想定される整備に対する課題

基本計画を策定するに当たり対処すべき事項を中心に、整備予定地に「道の駅」を整備する際に想定される、取り組むべき主な課題を以下に示します。

### 1) ハード（基盤及び建築・設備等）面

#### (1) 土地利用・施設配置計画等に当たって

##### i. 駐車場出入口の位置

駐車場の出入口は、牛久沼東交差点をはじめとする整備予定地周辺における国道6号の既存交差点との位置関係を勘案しながら屋外駐車場の法的規定である駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）への適合を基本としつつ、適宜検討、設定する必要があります。



図－20. 整備予定地周辺の道路状況

##### ii. 谷田川3号指定区域の取り扱い（河川協議等の実施）

整備予定地は、全域が河川法（昭和39年法律第167号）第6条（河川区域）第1項第3号に規定されている指定区域であるとともに、昭和53年5月30日づけの竜ヶ崎土木事務所長宛 茨城県土木部長通達「谷田川のうち牛久沼における工作物等の許可基準の改正について」の対象区域に含まれています。

このような状況より河川区域内の土地の形質の変更（埋め立て区域の拡張や水面への浮体物の設置の是非他）等に関する河川管理者（茨城県土木部河川課）との協議とともに、各種受益者等の意向の把握に努める必要があります。

#### 河川法（原則、抜粋）

##### （河川区域）

第6条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 3 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む）の区域のうち、第1号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

#### 第3節 河川の使用及び河川に関する規則

##### 第1款 通則

##### （流水の占用の許可）

第23条 河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

##### （土地の占用の許可）

第24条 河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

##### （土石等の採取の許可）

第25条 河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

##### （工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

##### （土地の掘削等の許可）

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。



図-21. 浮体・突き出し施設等の事例



図-22. 可動式施設等による水面の活用事例

### iii. 龍ヶ崎市公共下水道区域への編入

農業用水や漁場などとして利用されている牛久沼では、その水質保全を図るため、水質目標と総合的な水質保全対策を定めた牛久沼水質保全計画を策定し、各種対策が実施されています。

また、整備予定地は、市街化調整区域ではあるものの、佐貫駅周辺を中心とする市街化区域に近接しています。

このような状況を踏まえ、「道の駅」から排出される汚水排水処理の確実性の担保を目的として整備予定地の公共下水道区域への編入に向けた調整を行う必要があります。

### iv. 上水道供給施設の整備スケジュール

龍ヶ崎市内の上水道は、利根川及び霞ヶ浦を水源とする茨城県南水道企業団（給水区域 龍ヶ崎市、牛久市、取手市及び利根町）に供給されており、整備予定地周辺については国道6号を挟んだ東側のボーリング場まで給水管（50mmの塩化ビニル管）が敷設されています。

ただし、整備予定地周辺については、国道6号の西側への給水管等の敷設は成されていないことから、給水の是非とともに、給水ルート（国道横断の可否を含みます）や「道の駅」の開業予定に併せた給水管等敷設の整備スケジュールなどについて企業団側と協議、調整する必要があります。

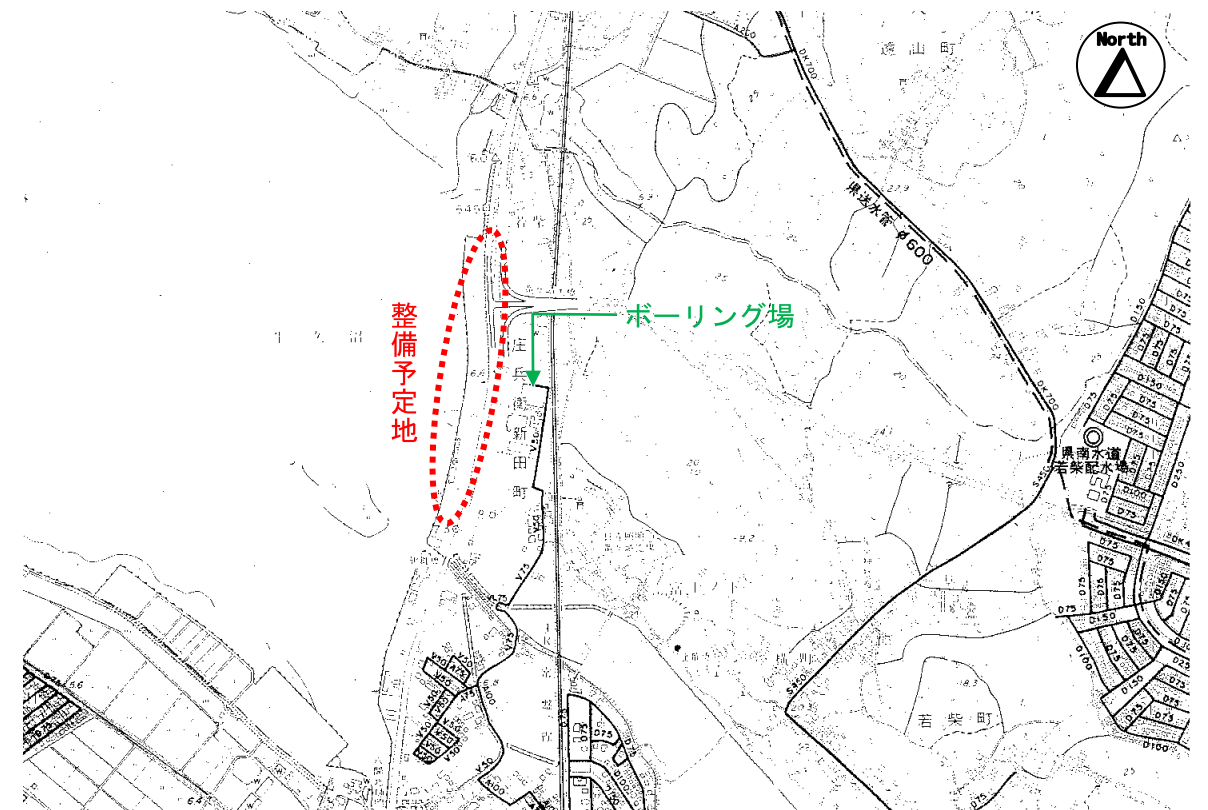


図-23. 整備予定地周辺の給水施設の整備状況

## (2) 敷地の造成に当たって

### i. 軟弱地盤対策の検討

整備予定地の現況地盤高は、前面道路である国道6号の現況道路高を0.6mほど下回っており、「道の駅」用地として宅地的な利用を図るためには、当該国道の路面（雨水）排水の敷地内への流入の回避を目的とした盛土造成（概略盛土高約1m）を行う必要があります。

また、敷地内には、地域振興施設やトイレなどの建築物を整備することとなります。

新たな「道の駅」の開業に当たっては、このような各種工事が必要となりますが、整備予定地の地質については近傍での調査結果より軟弱地盤であることが予測され、不当沈下等による竣工後の各種施設への支障を回避すべく、国道及び護岸への影響にも配慮しながら軟弱地盤対策を検討する必要があります。

### ii. 護岸の現状確認

牛久沼の整備予定地周辺の護岸は、竣工後、概ね50年が経過しており、一部については損壊していることが確認されています。

よって、基本構想では、防災拠点機能を合わせ持つ「道の駅」としていることから耐震性能とともに、盛土造成に耐え得る強度を有しているか、調査、確認する必要があります。

〈龍ヶ崎道の駅整備予定地〉

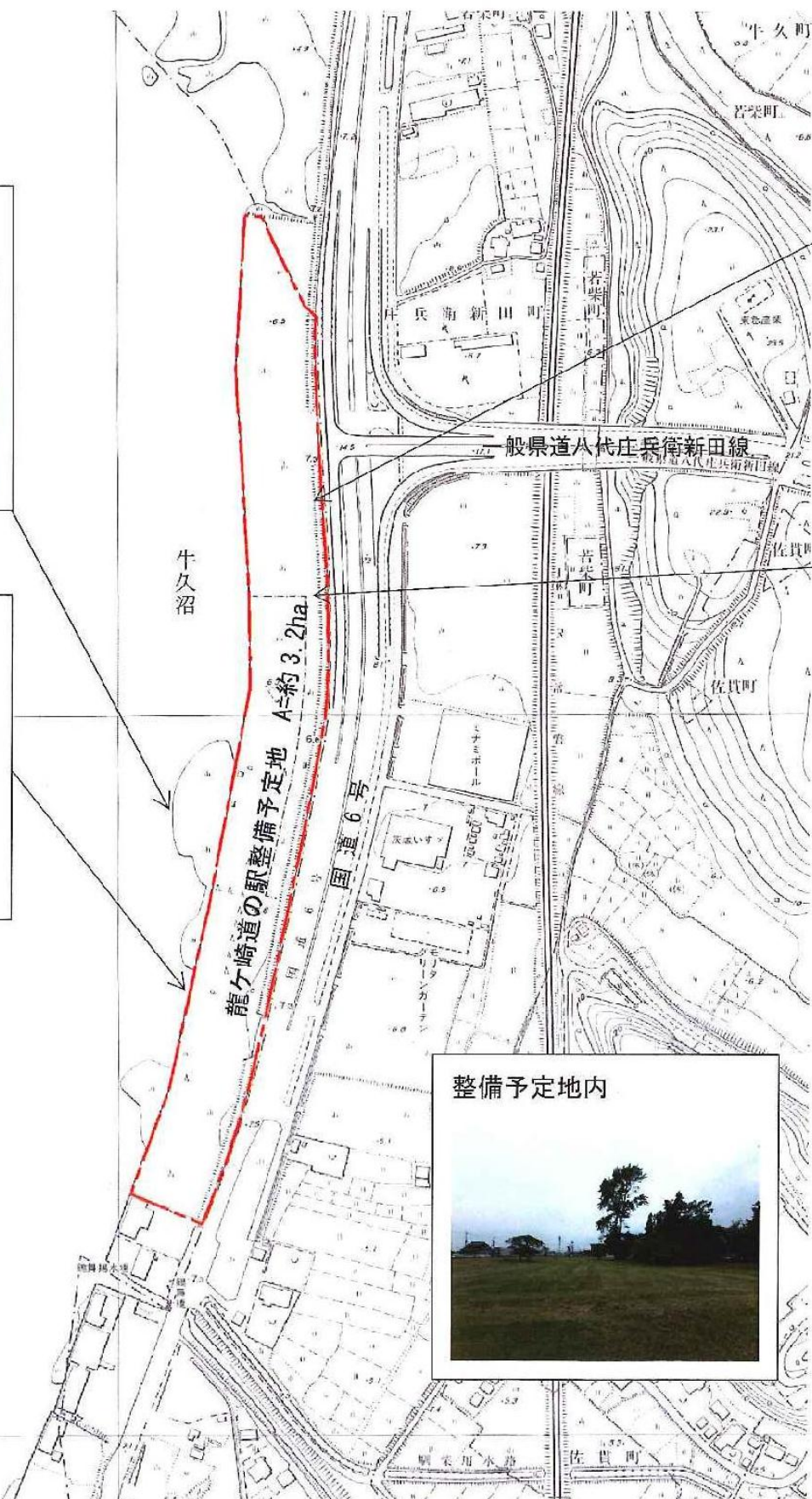
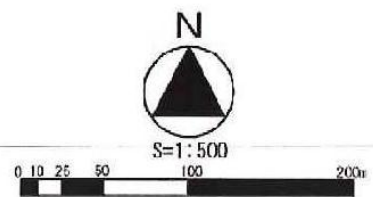
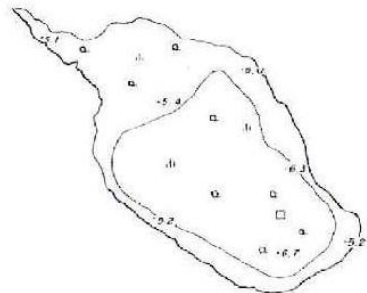
- ・面積：約 3.2ha
- ・形状：L700m×W55m
- ・標高（TP）：6.3～6.5m

〈交通量（24時間）〉

- ・36,510台/日（小型車30,721台/日、大型車5,789台/日）
- ※常陸河川国道事務所による平成25年交通量調査の集計より

〈現況踏査結果〉

- ・特徴：ほぼ平ら（旧京成バラ園）でエノキ、ヒマラヤスギ、モミジバフウ等の大径木が生育している。
- ・インフラ：電気は南側隣接レストランまで来ている。ガス、雨污水管なし（市街化調整区域内）。
- ・その他：矢板護岸は経年変化がみられる。  
整備予定地内に樋管あり。



※写真撮影 平成28年5月

図-24. 整備予定地の現状

## 2) ソフト（関連協議・体制づくり等）面

### (1) 周辺地域との連携

#### i. 牛久沼流域における水質保全計画の推進

後発施設となる本「道の駅」の既存施設との差別化や魅力づけに当たっては、牛久沼の活用が極めて重要な役割を担うものと捉えられます。

しかし、現状における牛久沼は、水浴び等が制限され、小貝川を管理する茨城県では平成28年度を最終年度とする「第3次牛久沼水質保全計画」（平成25年3月 茨城県）を策定し、水質の改善に取り組んでいます。

今後、新たな「道の駅」を拠点としながら周辺地域ともども賑わいや活力を持続的に発展し続け、また、全域を含む本市の知名度の向上を図るためには、地域の宝である牛久沼の水質改善に取り組んでいく必要があります。

#### ii. 牛久沼周辺地域による観光関連施策の連携

牛久沼は、本市をはじめ、牛久市、つくば市など複数の自治体に取り囲まれており、沼周辺の観光・レジャー施策等については自治体個々で取り組んでいます（本市の牛久沼水辺公園、牛久市の牛久沼かっぱの小径や観光アヤメ園、取手市の小貝川サイクリングロード、つくば市のロボット特区（特にモビリティロボット実験特区）など）。

新たな「道の駅」は、これら周辺地域の中で唯一、沼と国道に挟まれた高い集客効果と交通利便性を有しており、ここを中心拠点とした周辺地域への波及効果をより効果的に発揮するためには、牛久沼周辺地域として一体的な取り組みを展開することが望まれます。

#### iii. 茨城県南地域の連携

本「道の駅」は、前面道路となる国道6号については都心と仙台市とを結ぶ広域的幹線道路として機能しており、また、北東側には首都圏中央連絡自動車道の牛久阿見IC（整備予定地から走行距離約11km、所要時間約19分）が供用しており、高い広域交通利便性を有することとなります。

また、本市は、茨城県の南端部付近に位置しており、基本構想においても茨城県のゲートウェイ機能を担うことが盛り込まれています。

このような状況より本「道の駅」は、前項までに示した内容をも勘案し、茨城県の南部地域を中心に捉えた広域的な活性化等への貢献が期待できます（行政区域に捉われない出荷体制等の確立により、品揃え等については県南ブランドの立ち上げ、育成を、また、提供メニューについては各地域の地場食材を使った郷土料理などを積極的に取り組んでいくなど）。

#### iv. 「ちばらき連絡会」等、「道の駅」間の連携

前述したとおり「道の駅」は、平成28年6月現在、1,093駅が登録されており、県内では、県内の「道の駅」で構成する「道の駅」茨城県ブロック連絡会による共通商品開発プロジェクト（「なめてみそ納豆みそ」など）に取り組んでいます。

また、利根川を挟む茨城県と千葉県の東側地域に点在する6駅（茨城県/「道の駅たまつくり」、「道の駅いたこ」、千葉県/「道の駅水の郷さわら」、「道の駅くりもと」、「道の駅多古」及び「道の駅オライはすぬま」）は、「道の駅」ちばらき連絡会を結成し、「茨城空港と成田空港を結ぶ「道の駅」お立ち寄りの旅 推奨事業」や共通商品の開発などに取り組んでいます。

なお、本「道の駅」の近傍にも、ともに千葉県内の「道の駅しょうなん」（手賀沼沿いの近似した立地特性）や「道の駅発酵の里こうざき」（首都圏中央連絡自動車道のIC直近の近似した広域交通利便性）が開業しています。

このような状況を踏まえ、本「道の駅」が長期的に持続的に発展し、当初の整備目的が発揮させ続けていくためには、競合施設として捉えるのではなく、機能連携と役割分担とが支える広域連携体制の確立が望まれます。



発信日：2015年9月3日 発信元：「道の駅」茨城県ブロック連絡会 事務局 大島雅弘



# Press Release

「道の駅」茨城県ブロック連絡会  
IBARAKI ROAD-STATION ASSOCIATION  
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8階  
茨城県中小企業団体中央会 内  
Tel: 029-224-8030 Fax: 029-224-6446

## 道の駅共通商品に兄弟商品誕生

《なめてみそ納豆みそ・久慈浜しらす入り》  
県内11の道の駅で9月18日(金)一斉発売



### 報道・メディア各位

茨城県内11カ所の道の駅は、いばらき道の駅共通商品「なめてみそ 納豆みそ」の兄弟商品として、日立市の地域産業資源である久慈浜しらすを用いた新商品を開発、平成27年9月18日(金)に販売を開始します。昨年9月に日立おさかなセンターが道の駅としてオープンしたことで、大豆やネギなどの畑や土のイメージに、しらすの海の香りを漂わせることで、いっそう茨城色を増した商品に仕上がりました。開発に携わった道の駅関係者は「お客様にこれまで以上に茨城らしさを感じていただきたい」との思いを込めました。

商品に使用する しらす干し は、昔ながらの天日干しでつくる渡助商店(日立市久慈町)の久慈浜しらす。しらすの身が味噌と練り込む過程で崩れないよう、従来商品より味噌を滑らかにするなどの工夫もしました。これまでの納豆みそ同様、温かいご飯やおにぎり、野菜、豆腐との相性が良く、冷蔵庫に1瓶あれば、忙しい朝食やお昼で食べるお弁当などを楽しみに変える逸品です。

**【早わかり「なめてみそ納豆みそ」】**  
なめてみそ納豆みそは、県内の道の駅で構成する「道の駅」茨城県ブロック連絡会が、平成25年度に立ち上げた共通商品開発プロジェクトの一環で、当時10駅の駅長などがアイデアを出し合い、昨年4月に一斉発売したいばらき道の駅共通商品、ミツウロコ味噌(石岡市)の赤味噌、だるま食品(水戸市)の干し納豆、城里町の赤ねぎを用いたおさかな味噌で、茨城を代表する特産品の納豆を用いたことで明らかな茨城らしさを表現、平成26年度(4月から3月)は10駅で約20,000個販売しました。

おにぎりに合わせて食べるほか、スティック野菜や冷奴との相性も抜群で、県外からの観光客が「茨城に行ってきた」ことを証明できる商品としてお勧めです。

茨城県の「なめんなよ♥いばらき県」をモチーフに「一度食べてみてください」という意味を込めたユーモア溢れる商品名も相まって、茨城のお土産として好評を得ています。

### 『なめてみそ 納豆みそ(久慈浜しらす入り)』について

【内容量・価格】 内容量140g / 価格500円+税

【賞味期限】 8ヶ月

### 【協力事業者】

- ・茨城県産赤味噌(ミツウロコ味噌株式会社/石岡市柏原 7-3 ☎0299-22-6111)
- ・茨城県産納豆(だるま食品株式会社/水戸市柳町 1-7-8 ☎029-221-7068)
- ・茨城県産赤ねぎ(赤ねぎ出荷者取りまとめ「道の駅かつら」/東茨城郡城里町御前山 37 ☎029-289-2334)
- ・久慈浜しらす(渡助商店/日立市久慈町 2-16-11 ☎0294-52-3527)
- ・企画・製造(株式会社諏訪商店/市原市国分寺台中央 7-16-2 ☎0436-21-2637)

### 【取扱店】

- ・道の駅 かつら(東茨城郡城里町大字御前山 37 ☎029-289-2334)
- ・道の駅 みわ(常陸大宮市大字鷲子 272 ☎0295-58-3939)
- ・道の駅 さとみ(常陸太田市小菅町 694-3 ☎0294-82-2100)
- ・道の駅 さかい(猿島郡境町 1341-1 ☎0280-87-5011)
- ・道の駅 奥久慈(久慈郡大子町大字池田 2830 番地外 ☎0295-72-6116)
- ・道の駅 しもつま(下妻市大字数須 140 ☎0296-30-5294)
- ・道の駅 たまつくり(行方市玉造甲 1963-5 ☎0299-36-2781)
- ・道の駅 いたこ(潮来市前川 1326-1 ☎0299-67-1161)
- ・道の駅 ごか(猿島郡五霞町幸主 18-1 ☎0280-84-1000)
- ・道の駅 まくらがの里(古河市大和田 2623 ☎0280-23-2661)
- ・道の駅 日立おさかなセンター(日立市みなと町 5779-24 ☎0294-54-0833)

### 【本件に関するお問い合わせ】

「道の駅」茨城県ブロック連絡会 事務局 大島雅弘  
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館8階 茨城県中小企業団体中央会 内  
Tel: 029-224-8030 Fax: 029-224-6446 Email: i-michinoeki@ibarakiken.or.jp



主催者：行方市観光協会 (お問い合わせ：TEL 0299-55-1221 URL <http://www.namekan.jp/>)  
協力：行方市、スカイアリーナ、道の駅ちばらき連絡会、観光物産館こいこい、道の駅たまつくり、道の駅いたこ、道の駅くりもと、道の駅オライはすぬま、道の駅水の郷さわら、道の駅多古、びーほつぷ成田

図-25. 「道の駅」の連携事例

## (2) 関連計画等との整合

### i. 新ふるさと龍ヶ崎戦略プラン等への盛り込み

牛久沼のほとりに位置する「道の駅」は、整備目的である地域の活性化や知名度の向上をはじめ、交流人口の拡大に伴う身近な雇用の場や生きがいの場及び地域に暮らす誇りの醸成・認識の場などとして地域社会において重要な役割を担うことが期待されます。

この新たな交流拠点が、その役割を十分に発揮しながら将来的にも継承、発展し続けていくためには、より多くの人々がこの役割とその重要性を共有しつつ、拠点機能のより計画的、効果的に維持、拡大し得るよう、各種まちづくり関連計画（ふるさと龍ヶ崎戦略プランや都市計画マスタープラン他）等に位置づける必要があります。

### ii. 地域防災拠点としての位置づけ

平成16年の新潟県中越地震以降各地の「道の駅」は、大規模災害時における災害対策拠点としての役割を担っており、基本構想においても防災機能を兼ね備えることが盛り込まれています。

また、前面道路である国道6号は、第一次緊急輸送道路として位置づけられていることをも踏まえ、その役割とこれに応じた備えるべき機能、設備等を明らかにした上で、関連する地域防災計画等に新たな拠点として位置づける必要があります。

## (3) 地域ブランド戦略の実践

本市では、「龍ヶ崎ブランドアクションプラン」（平成27年7月 龍ヶ崎市）に基づき、定住人口の拡大に向け、特産品ブランド、暮らしブランド及び観光ブランドといった各方面からの地域ブランド戦略に取り組んでいます。

新たに整備する「道の駅」は、地域の特産品等を直接見て、触れて、食べる場であると同時に、消費者の意見や感想を把握する場としての機能も期待でき、今後のブランド戦略上、重要な役割を担うこととなります。

よって、整備目的の一つである「地域の活性化」の一環としての各種地場産業の活性化に向け、地域社会におけるブランド戦略（公的施設での物販の必要性あるいは拠り所等）の実践拠点としての位置づけを明らかにする必要があります。

1. 重点「道の駅」の取組例

### 地域の特産品を活かした産業振興「道の駅」

**取組例**

- 体験ほ場施設として、トマトハウス(1,000㎡)を整備し、栽培管理者として県内の農業者等養成専門大学の新卒者を雇用。
- 特産品(トマト)のブランド化、6次産業化による地場産業の振興と雇用創出

**「ひたちおた」(茨城県常陸太田市)**

地域振興施設 (直売所、加工所、交流施設など) ↓ 体験ほ場

■ 定年帰農者講座受講者数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
受講者数	19	22	26	29				

H18以降、受講者のうち39名が実際に農業従事者として朝市等に出荷

■ 作物栽培講習会受講者数

年度	H23	H24	H25	H26
受講者数	22	16	33	34

■ 花き ■ 野菜 ■ 農業用ハウス

**「(仮称)にちなん」(鳥取県日南町)**

集客交流や地場産業の振興(6次産業化推進)

特産品の集出荷・加工・販売を道の駅に集約

加工品(日南トマトドレッシング)

農産物出荷施設 ↓ 農産物加工所 ↓ レストラン ↓ 来訪者

特産農産物(トマト)

農産物直売所(トマト)

**道の駅「にちなん(仮称)」施設配置案**

農産物出荷施設、農産物加工所、農産物直売所、レストラン、道の駅

農産物加工所(トマト)

公共交通の結節点として地域住民に交通サービスを提供する「道の駅」

**取組例**

- 鳥取県日南町において、「道の駅」を中心に小さな拠点を形成、商業拠点となる「道の駅」と医療福祉ゾーン及び行政ゾーン相互を町営バスとデマンドバスによって連携。
- 北海道南富良野町において、「道の駅」が地域外と連絡する都市間高速バスと地域内を運行するデマンドバスの結節点として機能。

**「(仮称)にちなん」(鳥取県日南町)**

町の中心地整備による拠点形成(イメージ)

道の駅を拠点として、医療・福祉ゾーンと行政ゾーン相互を町営バスとデマンドバスにより連携

道の駅 <商業拠点>

道の駅を媒体とした小さな拠点形成(コンパクト・ビレッジ) ※約1km圏内で形成

医療・福祉ゾーン: 病院、保健センター、JR生山駅、駅前商店街

行政ゾーン: 役場、文化センター、図書館、美術館

**「南ふらの」(北海道南富良野町)**

デマンドバスは町内全域をカバー

高齢者福祉施設、トイレ、バス停、総合福祉センター、高齢者研修センター、診療所、支店、各施設、道の駅区域

デマンドバス利用状況

災害時に高度な防災機能を発揮する「道の駅」

**取組例**

- 「道の駅」は、停電時でも24時間サービス可能な発電設備、備蓄倉庫、ヘリポートなどを備え、地域の防災拠点化。
- 東日本大震災でも、救命・救急活動、物資集配、住民避難、食料供給などの拠点として機能。

**<防災機能を強化した「道の駅」の事例>**

- 「美濃にわか茶屋」(岐阜県美濃市)
  - 震災後3日間を想定した非常用電源を整備(食堂、情報提供施設、トイレの利用が可能)
  - 災害時は食堂が炊き出し施設として使用(40tの飲料水貯水タンクを設置)

**<東日本大震災で機能した「道の駅」の事例>**

- 自衛隊の後方支援拠点
  - 「遠野風の丘」(岩手県遠野市)
- 被災住民へ食料・日用品の供給
  - 震災後、地元農家の出荷により1週間で営業再開
  - 町で唯一の食料・日用品販売店
- 住民避難所
  - 自家発電により24時間開館し、おにぎり、菓子等を提供
  - 「三本木」(宮城県大崎市)
- 支援物資集配の拠点
  - 全国から届く支援物資の中継地として利用
  - 「そうま」(福島県相馬市)

**「道の駅」に整備する防災施設の例**

- 非常用発電機
- 備蓄倉庫
- 飲料用貯水槽
- ヘリポート

地域の観光総合窓口となる「道の駅」

**取組例**

- 道の駅に観光協会職員を配置し、地域ボランティアガイドと連携した“おもてなし”を実践。
- 世羅町における観光総合窓口として、立ち寄った人を町内の観光スポットにいざなう役割を担う。

**「神話の里 白うさぎ」(鳥取県鳥取市)**

位置図

近隣エリア: 白兔神社、白兔観光協会ボランティアガイド

連携拠点イメージ

周辺「道の駅」と連携する仕掛け

★白兔神話を元にした商品

- 大國主命は、「道の駅 神話の里白うさぎ」のみで販売
- 八上姫は、「道の駅 清流茶屋かわはら」のみで販売
- 2つ集めると台紙がハートマークとなる

白兔神話エリア: 神話「白うさぎ」、ジオパーク、マリンスポーツ

近隣エリア: 古代山陰道遺跡、民話「湖山長者」等、ジオパーク(湖山地・吉岡温泉)

体験・滞在観光 / 体験・周遊観光

「道の駅」神話の里白うさぎ

**「世羅」(広島県世羅町)**

位置図

- ・観光案内係「観光コンシェルジュ」を専属配置。
- ・「観光コンシェルジュ」は、地元情報をリアルタイムに提供。さらには季節に応じた周遊プラン等を紹介。
- ・町の魅力を知ってもらうため、立ち寄った人を町内の観光スポットへ誘う役割をもつ「町の玄関口のアンテナショップ」を目指している。

観光コンシェルジュ 案内風景

インフォメーションセンター

※資料：平成27年11月17日づけ国土交通省道路局プレスリリース(平成27年度 重点「道の駅」企画提案募集 ～地方創生の核となる「道の駅」を重点的に応援します～)

図-26-1. 重点「道の駅」の取組例

### インバウンド観光を促進する「道の駅」

### 取組例

- 観光コンシェルジュ、通訳ホットライン等による周遊観光の促進。
- 成田国際空港との至近距離を活かし、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食・日本人の伝統的食文化」をイメージとした「発酵文化」を世界に向けてPRし、海外からの観光客を誘致。

#### 「ニセコビュープラザ」(北海道ニセコ町)

ニセコスキーリゾートエリア  
「道の駅」ニセコビュープラザ  
道の駅で観光案内

「道の駅」がゲートウェイとなり、地域ぐるみで宿泊施設、飲食店、ATM、天候等を総合的に案内

▲パウダースノーを求め増加し続ける外国人観光客  
世界20カ国を対象として「ワールド・スキー・アワード」において表彰

#### 「発酵の里こうざき」(千葉県神崎町)

国道・成田空港のポテンシャル  
国道と国道356号の両方からアクセス  
道の駅「こうざき」

地域ならではの発酵メニューを提供  
健康を増進する発酵をテーマにした特産品や加工品を展示

●発酵市場（発酵商品や特産品の展示販売、情報コーナー）  
●日本酒の試飲もできる酒蔵まつり（H21～）  
・人口6500人の町に約5万人が来訪  
・JR東日本は新宿から直通臨時列車を運行

### 地方移住・ふるさと納税推進に貢献する「道の駅」

### 取組例

- 地方移住相談や移住体験ツアーの窓口を設け、情報提供のワンストップサービスなど、移住推進に「道の駅」が活躍。
- ふるさと納税の情報提供、お礼として季節の地元産品や記念プレート設置など、「道の駅」が貢献。

#### 「小国」(熊本県小国町)

○ UIJターン情報発信及び相談窓口  
・「道の駅」が相談窓口や移住者等の交流の場を設け、移住を促進。  
・町内の就職や住まい探しの橋渡しを実施。

移住者へのヒアリング  
移住者の方々との交流会

増加中  
13世帯 20人  
15世帯 28人  
17世帯 34人

移住者の推移(累計)  
【H26はH26.10月現在】

#### 「からむし織の里しようわ」(福島県昭和村)

○ 職業体験を通じた移住促進  
・伝統工芸の職業体験をする「織姫体験生制度」を実施。  
※体験生は住民票を移し、住宅を村が用意

国産保存技術「からむし織」

#### 「たるみず」(鹿児島県垂水市)

○ 「道の駅」でふるさと納税をPR  
・「道の駅」にパンフレットを設置し、納税者※には寄付者証を発行し、構内温泉施設入浴が無料

#### 「みやま」(福岡県みやま市)

○ ふるさと納税のお礼に地元産品送付  
・ふるさと納税者※に、「道の駅」から12カ月間、毎月3,000円相当の季節に応じた特産品をお届け

地元産野菜詰め合わせ  
八茶詰め合わせ

#### 「大月」(高知県大月町)

○ 移住体験ツアー及び相談窓口  
・「道の駅」が移住体験ツアーの実施や相談窓口となり、定住を促進。  
<移住体験ツアー>  
農業体験・郷土料理体験・先移住者との交流会・定置網漁見学・空き家案内・町内散策など

#### 「パティオにいがた」(新潟県見附市)

○ ふるさと応援の記念にベンチに納税者名を刻印

### 地域間の交流・連携を促進する「道の駅」

### 取組例

- 「道の駅」への体験交流窓口設置による交流人口の増加。
- 「道の駅」と大学が連携し、地域資源を活用した観光ツアーの企画や商品開発等を実施し、地域活性化を支援。

#### 「あおき」(長野県青木村)

「道の駅」あおき  
長野大学の東部山間部に位置し、H18から始まった合宿受け入れから体験学習が広がり現在、活発に行われている(H25年の人口(4,619人)の半数程度の体験学習者を受け入れ)

道の駅施設での体験学習  
平成25年8月坂戸市の小学生

リフレッシュパークでの体験学習  
平成26年8月インドネシアの地方公務員

#### 「吉野路大塔」(奈良県五条市)

水害で休業していたレストランを帝塚山大学の学生が再開(開発から調理・接客にいたる全ての運営を学生が実施、延べ約2,000人が来店)

「TEZU Cafe(テツカフェ)」を運営する学生  
(道の駅吉野路大塔)

#### 「もてぎ」(栃木県茂木町)

跡見学園女子大学の学生による観光ツアーの企画検討(約70名が参加し、10月24日にツアー開催)

学生が企画した観光ツアー(道の駅もてぎ)

### 「道の駅」相互のネットワーク化により効果を発揮する「道の駅」

### 取組例

- 道の駅相互の連携、ネットワーク化を図り、地域の多様な観光情報を、道の駅を起点に一体的に発信することが可能。
- 道の駅相互の連携、ネットワーク化を図り、地域の周遊観光体制の構築。

#### 「伊豆道の駅ネットワーク」(静岡県伊豆地域 7市6町)

●道の駅のネットワーク化『相乗効果』を発揮  
【伊豆の魅力向上】市町ごとにバラバラの観光情報を一体的に情報発信(伊豆半島全域の多様な観光資源をPR)  
【外国人対応力強化】既存・新設のビジット・ジャパン案内所との連携による機能補完や、既存駅とのノウハウ共有

ネットワーク効果のイメージ

一体的な情報PR  
統一的な情報発信手法の確立  
地域協働により地元ならではの旬な情報を収集し、情報をパッケージ化

伊豆半島の周遊を促進  
道の駅にて地域情報や他の道の駅情報を発信  
周遊促進

連携による外国人対応  
協議会を活用した情報の共有化、マニュアル等を活用したノウハウの共有化  
高度な外国人対応が可能な道の駅による支援

#### しまなみ海道周辺「道の駅」(愛知県今治市)

国内外のサイクリストを誘致  
サイクリング世界大会「サイクリングしまなみ」の様子  
よしみいいきい  
※サンライズ系山

5つの「道の駅」が連携して地域の魅力を情報発信  
急流観潮船  
海鮮バーベキュー  
造船のまち

※資料：平成27年11月17日づけ国土交通省道路局プレスリリース（平成27年度 重点「道の駅」企画提案募集 ～地方創生の核となる「道の駅」を重点的に応援します～）

図-26-2. 重点「道の駅」の取組例

－ 2. これからの「道の駅」の取組例

### 被災地を支援する「道の駅」の事例(避難場所)

国土交通省

■被災地において、余震が続くため、自宅で過ごせない方が「道の駅」の駐車場を車中泊の場所として活用

※平成28年4月16日午前1時25分頃 (本震M7.3)位置

※写真提供:九州地方整備局

(道の駅「電北」)

(道の駅「大津」)

(道の駅「水辺プラザかもと」)

(道の駅「宇城」)

### 被災地を支援する「道の駅」の事例(食料等配給)

国土交通省

■被災地において、無料炊き出し、食料の配給、倒壊した住宅の応急処置のブルーシート配給を実施

※平成28年4月16日午前1時25分頃 (本震M7.3)位置

※写真提供:九州沖縄「道の駅」連絡会事務局

支援物資配給、無料炊き出しサービス(道の駅「あそ望の郷くぎの」)

無料炊き出しやブルーシート配給を実施。(道の駅「大津」)

### 被災地を支援する「道の駅」の事例(避難場所)

国土交通省

■被災地において、アウトドア情報発信基地をもつ「道の駅」は、一時避難所として支援

※平成28年4月16日午前1時25分頃 (本震M7.3)位置

※写真提供:九州沖縄「道の駅」連絡会事務局

(道の駅「あそ望の郷くぎの」)

### 被災地を支援する「道の駅」の事例(被災情報発信)

国土交通省

■広域的な地震で流通経路や生活道路が寸断される中、「道の駅」SNS等で被災箇所の情報提供

※平成28年4月16日午前1時25分頃 (本震M7.3)位置

※写真提供:九州沖縄「道の駅」連絡会事務局

地域の被災箇所をフェイスブックで発信。(道の駅「阿蘇」)

「道の駅」内のコミュニティFMで災害支援情報を発信。(道の駅「小国」)

※資料：平成 28 年 5 月 10 日づけ国土交通省道路局プレスリリース（「道の駅」の第 45 回登録について ～今回 14 駅が登録され、1,093 駅となります～（一部加筆））

図-27. 熊本地震の被災地を支援する「道の駅」

